

青少年愛護条例に基づく営業停止命令の基準

1 目的

この基準は、青少年愛護条例（以下「条例という。」）第2条第1項第8号に規定する有害役務営業に対し、条例第18条の規定に基づく処分を行う場合における量定その他必要な事項を定める。

2 営業停止期間に関する基準

営業停止命令の期間の量定（以下「量定」という。）の区分は次のとおりとする。（違反行為種別ごとの量定は、別表のとおり）

期間基準区分	基準期間	量定範囲（短期～長期）
A	6月	6月
B	4月	2月～6月
C	2月	1月～6月
D	1月	20日～4月
E	20日	10日～2月
F	14日	5日～40日

3 処分事由の併合等

区分	基準期間	量定範囲	
		長期	短期
併合の処分	最も長期の量定の基準期間の1.5倍	長期が最も長い量定の長期に、その2分の1の期間を加えたものとする。ただし、その長期は、該当する量定の長期を合計した期間及び条例で定めた期間を超えることができない。	短期が最も長い量定の短期とする。
競合の処分	最も長期の量定の基準期間	長期が最も長い量定の長期とする。	同上
常習違反（過去3年以内に行行政処分歴の有る者）の加重	当該処分事由について定められた基準期間の2倍	量定の長期に、過去の3年以内に受けた営業停止命令の回数×2の数を乗じた期間を長期とする。ただし、その長期は、条例で定めた期間を超えることができない。	量定の短期に、過去3年以内に受けた営業停止命令の回数×2の数を乗じた期間を短期とする。

「併合」 併合罪とは、2個以上の罪について同時に審判する場合、あるいはその可能性がある場合には、これらを一括して1個の刑罰を科する取扱いを受ける犯罪相互間の関係をいう。（刑法第45条）

「競合」 観念的競合とは、1個の行為が2個以上の罪名に触れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合をいい、その最も重い刑により処断する。（刑法第54条）

4 営業停止期間の決定

営業停止期間は原則として、上記2のそれぞれの期間基準区分ごとの基準期間（処分事由の併合等による場合は上記3の基準期間による）によることとする。ただし、次に掲げる場合は、情状により量定の範囲内においてこれを加重又は、軽減する。

(1) 処分を加重する場合

- ア 処分事由に当たる行為の態様が著しく悪質である場合
- イ 従業員の大多数が法令違反行為に加担している場合
- ウ 処分事由に当たる行為について改悛の情が認められない場合
- エ 地域住民等から苦情が多数ある場合
- オ 結果が重大で、社会的反響が著しく大きい場合
- カ 年少者（16歳未満）の者の福祉を著しく阻害する犯罪である場合
- キ その他、兵庫県青少年愛護審議会が処分を加重すべきとした場合

(2) 処分を軽減すべき場合

- ア 他人に強いられて処分事由に当たる行為をした場合
- イ 営業者の関与がほとんどない場合
- ウ 過去3年間に処分事由に該当する行為をした事実等がなく、改悛の情が著しい場合
- エ 具体的な営業の改善措置を違反後自主的に行っている場合
- オ その他、兵庫県青少年愛護審議会が処分を軽減すべきとした場合

附則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

別表

法律又は条例名	処分事由	関係条文	期間基準区分
刑法	公然わいせつ	第174条	A
	わいせつ物頒布等	第175条	A
	営利目的淫行勧誘	第182条	A
労働基準法	15歳未満使用	第56条第1項	A
	18歳未満深夜使用	第61条第1項	A
職業安定法	有害業務に就かせる目的の職業紹介	第63条第2号	A
児童福祉法	児童に淫行させる行為	第34条第1項第6号	A
	違法行為を行うおそれのある児童の引き渡し行為	第34条第1項第7号	A
	有害影響目的の支配行為	第34条第1項第9号	A
売春防止法	勧誘等	第5条	A
	周旋等	第6条	A
	困惑等による売春	第7条	A
	対償の收受等	第8条	A
	前貸等	第9条	A
	売春をさせる契約	第10条	A
	売春の場所提供	第11条第1項	A
	売春の場所提供業	第11条第2項	A
	売春をさせる業	第12条	A
	資金の提供等	第13条	A
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童買春	第4条	A
	児童買春周旋	第5条第1項	A
	児童買春周旋業	第5条第2項	A
	児童買春勧誘	第6条第1項	A
	児童買春勧誘業	第6条第2項	A
	児童ポルノ所持、提供等	第7条	A
	児童買春等目的的人身売買	第8条第1項	A
	児童買春等目的居住国外移送	第8条第2項	A
青少年愛護条例	青少年への有害興行の観覧	第11条第5項	D
	青少年への有害図書類等の販売、貸し付け等	第12条第3項、第6項	D
	有害図書類の区分陳列に係る改善命令違反	第12条の2第2項	D
	有害図書類等の自動販売機への収納（常習）	第12条の5第1項	B
	自動販売機からの有害図書類等不撤去（常習）	第12条の5第2項	B
	有害図書類等の自動販売機への収納（常習以外）	第12条の5第1項	D
	自動販売機からの有害図書類等不撤去（常習以外）	第12条の5第2項	D
	自動販売機販売開始届出違反、又は虚偽の届出	第12条の3第1項	E
	自動販売機販売の変更・廃止届出違反	第12条の3第2項	F
	有害広告物の内容の変更等の命令違反	第13条	D
	青少年からの質物の受入れ等	第14条	E
	指定遊技営業への立入禁止違反	第15条第3項	D
	深夜遊技営業への立入禁止違反	第15条の2第1項	D
	利用カード等の自動販売機への収納、販売等	第16条	D
	有害役務営業青少年使用違反	第17条第1項第1号	B
	青少年に対し有害役務営業の客に接する業務に従事するよう勧誘する行為	第17条第1項第2号	D
	青少年に対し有害役務営業の客となるよう勧誘する行為	第17条第1項第3号	D
	有害役務営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させる行為	第17条第1項第5号	D
	有害役務営業の客となるよう青少年に勧誘させる行為	第17条第1項第6号	D
	有害役務営業の名称等を記載した文書等を青少年に頒布させる行為	第17条第1項第7号	D
	青少年を店舗型有害役務営業の営業所に客として立入らせる行為	第17条第1項第8号	B
	青少年を無店舗型有害役務営業の受付所に客として立入らせる行為	第17条第1項第8号	B
	有害役務営業（営業所、受付所）立入禁止揭示義務違反	第17条第2項	F
	有害役務営業広告宣伝物への明示義務違反	第17条第3項	F
	有害役務営業従業者名簿備付け義務違反	第17条第4項	F
	有害役務営業知事中止命令違反	第17条第5項	B
	入れ墨を施し、又は受けさせる行為	第20条	A
	みだらな性行為又はわいせつな行為	第21条第1項	A
	みだらな性行為等を教え、又は見せる行為	第21条第2項	D
	業として青少年からの使用済み下着等の買い受け等	第21条の2	C
	青少年からの使用済み下着等の買い受け等	第21条の2	D
	不当な手段を用いた児童ポルノ自画撮り勧誘行為	第21条の3	D
	場所の提供又はその周旋及び中止義務違反（みだらな性行為等）	第22条第1項第1号、第2号	B
	場所の提供又はその周旋及び中止義務違反（みだらな性行為等以外）	第22条第1項第3号から第7号まで	C
	指定医薬品等の譲渡等	第23条第1項	C
	指定医薬品等使用の勧誘	第23条第2項	D
深夜同伴外出	第24条第2項	D	
立入調査の拒否等	第28条	F	